

参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和五十三年四月十四日(金曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

坂倉 藤吾君

下田 京子君

柄谷 道一君

三月三十一日

辞任

大木 正吾君

神谷信之助君

四月五日

辞任

坂倉 藤吾君

四月七日

辞任

大木 正吾君

四月十日

辞任

坂倉 藤吾君

四月十二日

辞任

大木 正吾君

宮本 顯治君

四月十三日

辞任

三治 重信君

四月十四日

辞任

和田 春生君

補欠選任

大木 正吾君

神谷信之助君

三治 重信君

補欠選任

坂倉 藤吾君

下田 京子君

補欠選任

大木 正吾君

補欠選任

坂倉 藤吾君

補欠選任

大木 正吾君

宮本 顯治君

補欠選任

坂倉 藤吾君

下田 京子君

補欠選任

和田 春生君

補欠選任

三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鈴木 省吾君

青井 政美君

大島 友治君

山内 一郎君

川村 清一君

相沢 武彦君

片山 正英君

北 修二君

小林 国司君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

村沢 牧君

原田 立君

藤原 房雄君

下田 京子君

三治 重信君

片岡 清一君

初村滝一郎君

藍原 義邦君

石川 弘君

竹中 譲君

衆議院議員

農林水産委員長
代理理事

政府委員

農林政務次官

林野庁長官

林野庁林政部長

事務局側
常任委員会専門員

林野庁林政部長

林野庁林政部長

林野庁林政部長

林野庁林政部長

林野庁林政部長

林野庁林政部長

○森林組合法案(内閣提出、衆議院送付)

本日の會議に付した案件

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林組合法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。初村林政務次官。

○政府委員(初村滝一郎君) 森林組合法案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

わが国の森林・林業は、木材等の林産物の供給と国土の保全、水資源の涵養等を通じて、国民生活の向上に大きく貢献してきたところであります。

このような森林・林業の果たす役割りに対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと思われ、核的担い手としての役割りを果たしてきた森林組合に対する期待も大きいと考えられるのであります。

現行の森林組合制度は、昭和二十六年に森林法中に規定され今日に至っているものでありますが、最近における森林・林業をめぐる厳しい諸情勢を

見ますとき、今後の森林組合制度のあり方は、一方において森林の保護培養と森林生産力の増進に努めるとともに、他方において林業の発展と林業従事者の地位の向上を図るものであることが要請されるのであります。

また、昭和四十九年の森林法等の一部改正に際し、森林組合の組織及び機能についての検討を加えること等を内容とする規定が国会修正によって附則に追加され、林野庁において学識経験者等による検討会を開催し審議を重ねた結果、単独法化すべきである等の結論をいただいたところであります。

このため、今回、森林組合制度を森林法から分離独立せしめ、その広範な役割りへの制度的対応

を図るとともに、森林組合の事業及び管理運営体制につき一層の改善強化を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず、森林組合制度を森林法から分離独立し、森林組合法とすることに伴う規定の整備であります。

森林組合、同連合会及び生産森林組合の事業、組合員または会員の資格、管理等につきまして、現行森林法中の森林組合制度に関する規定とおおむね同様の規定を設けております。

次に、森林組合制度の単独法化とあわせて、新たに制度の改善、充実に資することとした主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、林業に関する共済事業につきまして、従来福利厚生事業の一環として実施してまいりましたものを、近年におけるその実施状況にかんがみ、被共済者の保護を図る等の見地からこれを明文化するとともに、他の協同組合に準じた監督規定を設けることとしていたしております。

第二は、近年における林業活動の停滞状況にかんがみ、森林組合による森林の受託事業、受託経営等の事業を一層推進するため、一体的に整備することが必要であると認められる一定の森林につきまして、員外利用制限を緩和することとしていたしております。

第三は、生産森林組合による森林の共同経営の一層の発展に資するため、事業範囲の拡大、総代会制の創設、行政監督の簡素化等の措置を講ずることとしていたしております。

第四は、森林組合及び同連合会の経営管理等につき適切な指導・教育を行うことを主たる目的として、新たに森林組合連合会が会員の監督の事業を行うことができることとするともに、当該事業に従事する者の資格を定めることとしていたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木省吾君) 次に、補足説明を聴取いたします。藍原林野庁長官。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき補足させていただきます。

第一章は、この法律の目的、森林組合等の名称、人格及び住所等について定めた総則の規定であります。

第二章は、森林組合に関する規定であります。その一は、事業についての規定であります。組合員のためにする森林の経営に関する指導、組合員の委託を受けて行う森林の施業または経営等のほか、新たに組合員の森林の保護に関する事業を必須事業とし、組合員の行う林業に必要な資金の貸し付け及び物資の供給、今回明文化する林業に関する共済事業等のほか、新たに組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業を任意事業といたしております。なお共済事業につきましては、行政庁による共済規程の承認、責任準備金の積み立て義務等他の協同組合に準じた監督規定を設けております。

その他、林産物等の保管事業を行う組合に係る倉庫証券、組合員の経済的地位の改善のための団体協約等に関する事項について所要の規定を設けております。

その二は、組合員についての規定であります。まず組合員の資格を有する者を森林所有者たる個人及び法人、森林所有者が主たる構成員となつて法人等とするほか、出資、議決権及び選挙権、加入及び脱退等に関する事項について所要の規定を設けております。

その三は、管理についての規定であります。定款、規約、役員、参事及び会計主任、総会並びに総代会に関する事項を定めるほか、出資森林組合の財務等に関する事項について所要の規定を設けております。

その四は、設立についての規定であります。森林組合を設立するには十人以上の組合員とならうとする者が発起人となることを必要とすること等設立の手続等に関する事項について所要の規定を設けております。

その五は、解散及び清算についての規定であります。解散の事由及びその手続並びに合併の手続、時期及び権利義務の承継に関する事項を定めるほか、清算に関する事項について所要の規定を設けております。

第三章は、生産森林組合に関する規定であります。まず、事業につきましては、現行の必須事業である森林の経営及び任意事業である環境緑化木の生産等に加えて、新たに食用キノコの生産を行うことができることとしたしております。

次に、組合員につきましては、その資格を地区内にある森林を現物出資した個人、地区内に住所を有する林業を行う個人等とともに、組合員の常時従事職務を緩和するほか、出資、定款、役員及び剰余金の配当に関する事項について所要の規定を設けております。

なお、以上の規定のほか、組合員、管理、設立並びに解散及び清算に関して必要な事項につきましては、森林組合に関する規定を準用いたしております。

第四章は、森林組合連合会に関する規定であります。まず、事業につきましては、現行の事業のほか、森林組合の場合と同様に林業に関する共済事業を明文化するとともに、新たに会員の監査事業等を行うことができることとしたしております。

この監査事業を行う森林組合連合会は、監査規程を定め行政庁の承認を受けるとともに、森林組合

等の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する一定の者をこれに従事させなければならぬこととしたしております。

その他、会員たる資格、議決権及び選挙権、役員、総会等について所要の規定を設けるほか、事業、会員、管理、設立並びに解散及び清算に関する規定を準用いたしております。

第五章及び第六章は、監督及び罰則に関する規定であります。

附則におきましては、この法律の施行の日を公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とするほか、森林組合制度の根拠法が森林法から森林組合法へ移行すること等に伴う経過措置及び関係法律の改正規定を設けております。

以上をもちまして、森林組合法案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(鈴木省吾君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院農林水産委員長代理理事片岡清一君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(片岡清一君) 森林組合法案に対する衆議院における修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の趣旨及び内容は、目下、農林省の省名を農林水産省に変更することなどを内容とする農林省設置法の一部を改正する法律案が、衆議院に提出されておりますが、同法律案の審議状況にかんがみまして、この際、農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、本森林組合法案中に農林水産大臣とあるのは、農林大臣とまた、農林水産省令とあるのは、農林省令とそれぞれ読みかえるものとする旨の規定を本法律案の附則に追加することとしたこととあります。

なお、この修正は委員長提案によるものであります。

何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(鈴木省吾君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十七分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民のための国有林経営に関する請願(第三三三二一号)(第三三三二二号)(第三三三三六号)

一、太平洋沿岸における日本漁船の安全操業に関する請願(第三三五〇号)

一、農畜産物の輸入自由化・輸入わく拡大阻止等に関する請願(第三三五一号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第三三七八号)(第三三八九号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四五一号)

一、日ソ漁業協力協定の締結促進等に関する請願(第三四五三三号)

一、農畜産物輸入調整等に関する請願(第三四五四号)

一、昭和五十三年度畜産物価格対策並びに畜産経営安定の基本政策の確立等に関する請願(第三四五五号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第三四七〇号)(第三四八一号)(第三四九四号)(第三四九五号)

一、農畜産物の輸入自由化・輸入わく拡大阻止等に関する請願(第三四九八号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第三五〇四号)(第三五二四号)(第三五二五号)

第三三一一号 昭和五十三年三月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 青森県南津軽郡大鰐町前田五六ノ

七 村井年文外三千五十名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三三二二号 昭和五十三年三月十八日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 東京都港区高輪三ノ一ノB七ノ一
市川文雄外二千四百九十四名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三三三六号 昭和五十三年三月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市中島町二ノ二
久保田喜一外四百二十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三三五〇号 昭和五十三年三月二十日受理
太平洋沿岸における日本漁船の安全操業に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

太平洋沿岸における日本漁船の操業の安全確保と、漁具被害の損害賠償処理のため速やかに次の措置を講ぜられたい。

一、巡視船の数を増加し、巡視体制の強化を図ること。

二、巡視船には、ソ連語等外国語を話せる監視員を常時乗船させること。

三、漁具被害賠償の処理を速やかに行い、被害漁業者の救済を図ること。

理由

世界各国が二百海里漁業専管水域を設定して以来、太平洋沿岸における外国漁船の操業が大幅に増加し、各海域で漁場の競合が起こり、多くの漁具等の被害の発生をみていることは、漁民感情から看過し得ないものがある。特に、本年二月には、本県沖において日本漁船がソ連漁船に漁網、ロープを切断され、転覆の危機にさらされるなどの事故が相次ぎ、漁業者に大きな不安と経済的損

失を与えている。

第三三五一号 昭和五十三年三月二十日受理
農畜産物の輸入自由化・輸入わく拡大阻止等に関する請願

請願者 茨城県水戸市梅香一ノ一ノ四茨城
県農業協同組合中央会会長 經沢
丈男外二百四十八名

紹介議員 郡 祐一君

一、食糧の海外依存政策を根本的に改め、食糧の国内自給確立のため政府は、農業・農民団体との協議によつて国内農畜産物を中心とした食糧需給計画を策定し、国内生産目標達成に万全を期すること。

二、現在大量に輸入されている食用小麦をはじめ、農畜産物の計画削減を行うこと。

三、国内生産を圧迫する農畜産物の輸入自由化、輸入わくの拡大、関税引下げは行わないこと。

四、やむを得ず輸入する農畜産物については国内の需給事情を十分に勘案し、数量規制、適正管理など政府と農業農民団体との間で協議の上行うこと。

理由

わが国農業・食糧政策の基本は全国民の合意となつていて食糧の国内自給の確立であり、これは国の安全保障につながるものである。このため国は、農業を国の基幹産業として位置づけ、政策の推進を図るべきである。しかしながら現在わが国は、食糧の多くを外国に依存した政策がとられていて、輸入される農畜産物によつて国内の農畜産物市場は極度に圧迫されている。このことは国内生産と価格の抑制となつてあらわれ、農業経営は非常に危機に陥り、農民生活は苦しくなる一方である。

請願者 北海道函館市東山町四八ノ五〇
鶴本正路外百六十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三三八九号 昭和五十三年三月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山梨県甲府市屋形一ノ二ノ二七
広瀬昭外百八十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三四〇九号 昭和五十三年三月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 愛知県新城市東沖野六〇弁天住宅
四三ノ七 島野国治外百七十八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三四一〇号 昭和五十三年三月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 静岡県磐田郡水窪町奥領家二、九
八五ノ四 古田千百外二百十九
名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三四二八号 昭和五十三年三月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道檜山郡厚沢部町本町三七
成田力蔵外二百六十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三四二九号 昭和五十三年三月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道茅部郡森町森川町二二八
布施信一外百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三四五一号 昭和五十三年三月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道檜山郡厚沢部町南館町 寺
島誠彰外二百五十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三四五三三号 昭和五十三年三月二十二日受理
日ソ漁業協力協定の締結促進等に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 田口正巳

紹介議員 郡 祐一君

現在、モスクワにおいて開催中の日ソ漁業交渉は、二百海里時代における北洋さけ・ます漁業の将来を位置づけるものであるばかりでなく、国民食糧の確保の上からも極めて重大なものであるから、次の事項の実現について特段の配慮を要する。

一、強力な漁業外交を展開し、わが国の伝統的沖どりさけ・ます漁業の実績確保と安全操業の保障を基本として日ソ漁業協力協定の早期締結を行うこと。

二、新時代に対応し、関係漁業者の経営安定対策について万全の措置を講ずること。

第三四五四号 昭和五十三年三月二十二日受理
農畜産物輸入調整等に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 田口正巳

紹介議員 郡 祐一君

米の過剰傾向による水田利用再編対策の実施など、最近の農業をめぐる厳しい情勢を踏まえ、農業の健全な発展に支障を来さぬよう、農畜産物の輸入に当たっては、次の事項について所要の措置

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道函館市富岡町一ノ一七ノ五

伊藤勝博外二百三十二名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六〇四号 昭和五十三年三月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 北海道阿寒郡阿寒町中央町 中林

秀代外七百二十五名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六二三号 昭和五十三年三月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町戸中 石井

利一外百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六二四号 昭和五十三年三月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 静岡県周智郡春野町気田八〇九

岩本菊夫外五千名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六二八号 昭和五十三年三月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道瀬棚郡今金町今金三〇〇ノ

四 大河内徹外二百四十七名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六二九号 昭和五十三年三月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県安達郡大玉村大山大皿久保

四〇三瓶弘外千六百四十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六三九号 昭和五十三年三月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町棚倉清戸作

七 佐川しげ外二百二十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六六三号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県鹿角郡小坂町荒谷上の平

工藤田吉外三百三十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六七三三号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町宿下稲沢一

五八 小林哲男外四百五十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六八五号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 愛知県新城市吉川後貝津四五 菅

野孝清外百二十九名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六八八号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町南一条東三

丁目 佐藤義昭外千名

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六九二号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道茅渚郡森町清澄町二七 大

崎虎王外二百四十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三六九七号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 宮崎県北諸郡山之口町花木 迫

園四男外五千名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七二〇号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 岐阜県高山市春日町二三 稲越学

外五百八十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七二二号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 長野県北佐久郡浅科村八幡 小松

恒雄外七百三十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七三二号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町川南袋谷三、

三五〇 那須秋吉外百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七二三号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道茅渚郡森町森川町二二八ノ

二 大沢兵次外三百二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七三五号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道上磯郡上磯町久根別七ノ三

岡元敬一郎外三千七百三十八名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七三六号 昭和五十三年三月二十七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町片貝長久木二

〇四 円谷シゲヲ外二百五十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七五九号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 山形県最上郡最上町黒沢四二二

国分富雄外四千二百四名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七六〇号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 岐阜県高山市千島町八三ノ七 橋

本久夫外百六十九名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七六一号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 大阪市旭区太子橋二ノ三ノ六 井

田照子外二千六百三十七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七六二号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山形県新庄市升形二、四〇四五

十嵐昭一外八千七百七十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七七一号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 青森県黒石市鍛冶町一一 八十橋

ユリ外四千五百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七七二号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山形県最上郡最上町富沢一、一五

八 菊池忠実外百十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七八四号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道三笠市清住町一四九 赤間

萬外三千七百八十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三七八九号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道瀬棚郡北檜山町豊岡 桜庭

繁喜外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八二二号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県安達郡大玉村玉井上永峰七

七ノ二 遠藤一郎外百二十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八一三三号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町三ノ四八二

平沢宏外二百十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八四四号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 札幌市東区北四七条東八ノ八三一

川戸和男外三千五百四十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八四五号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町上野六ノ一

菊地健一外五千四百八十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八四六号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山形県最上郡最上町界田 有路充

外百四十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八四七号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町関口一本松

二五〇ノ一 中村富子外二百三十

九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八五九号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉開

発一三 大宮あさ子外八百五十九

名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八六一号 昭和五十三年三月二十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 宮城県東磐城郡綴町北俣四ノ四八

西松夫外四千名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八六六号 昭和五十三年三月二十八日受理

米の生産調整反対等に関する請願

請願者 長野県飯田市龍江三、五八五 森

山久外二百三十名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第三二二四号と同じである。

第三八七七号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町伊那宮一、

九〇〇辰野町職員労働組合内 花

岡直人外四千六百三十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八八六号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 秋田県鹿角郡花輪高井田二四ノ三

阿部千賀子外二千六百二十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八八七号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 岩手県久慈市川崎町二ノ一〇

山内健巨外六十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八八八号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願(一通)

請願者 群馬県前橋市岩神町四ノ一二ノ三

菅原進外三千三百三十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三八九四号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願(四通)

請願者 青森県上北郡野辺地町田名部通一

七ノ二三 山村久雄外二千六十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九〇八号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡代町長坂中岱

高橋勝蔵外二千名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九〇九号 昭和五十三年三月二十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道函館市富岡町二ノ六九ノ一

二 小林吉三郎外二千三百七十三

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九一〇号 昭和五十三年三月二十九日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町羽衣町三一
木村徳治外百八十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九三二号 昭和五十三年三月二十九日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町山田二、七
四三 町田庄作外千五十九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九五〇号 昭和五十三年三月二十九日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島市飯坂町中野梅津三三〇二
木村金作外二百九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九五一号 昭和五十三年三月二十九日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 長野県南佐久郡小海町小海三、九
七三〇九 倉根清晴外千九百九十
九名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九五二号 昭和五十三年三月三十日受理
小麦粉に米粉混入反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松下町八ノ二五 藤
田尚子外七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二〇号と同じである。

第三九六一号 昭和五十三年三月三十日受理
国民のための国有林経営に関する請願(四通)

請願者 北海道網走市潮見九ノ七ノ四 春
田勝子外二千二百八十六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九六二号 昭和五十三年三月三十日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町横川九八ノ一
渡辺伸一外八百二十九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九六三号 昭和五十三年三月三十日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県双葉郡富岡町小良ヶ浜深谷
四七三 関根太門外千四十名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九六四号 昭和五十三年三月三十日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道檜山郡江差町茂尻町 山村
源之助外二百三十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九八一号 昭和五十三年三月三十日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道檜山郡厚沢部町赤沼八六ノ
二 仲條義博外千名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第三九九二号 昭和五十三年三月三十日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 栃木県今市市大渡一三九ノ一
木沢勝利外千五百七十八名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基
づき、北海道営林局の支局の設置に關し承認
を求めるの件

農林水産省設置法第七十條第一項及び第三項の
規定により北海道営林局の支局を設置する必要が
あるので、別紙のとおりその設置に關して、地方
自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会
の承認を求める。

別紙

紙

名	称	位置	管轄区域
北海道営林局旭川支局	旭川市	北海道のうち旭川市、稚内市、名寄市、士別市、深川市、留萌市及び富良野市、滝川市の一部及び芦別市の一部、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、中川郡(天塩国)、苦前郡、上川郡(天塩国)、上川郡(石狩国)、雨竜郡、留萌郡及び増毛郡並びに空知郡の一部及び勇払郡の一部	
北海道営林局北見支局	北見市	北海道のうち北見市、紋別市、網走市、紋別郡、常呂郡、網走郡及び斜里郡	
北海道営林局帯広支局	帯広市	北海道のうち帯広市、根室市、釧路市、目梨郡、標津郡、野付郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、中川郡(十勝国)、十勝郡、河東郡、上川郡(十勝国)、河西郡及び広尾郡	
北海道営林局函館市局	函館市	北海道のうち函館市、登別市、伊達市、室蘭市、古宇郡、岩内郡、虻田郡、磯谷郡、有珠郡、寿都郡、島牧郡、瀬棚郡、山越郡、久遠郡、奥尻郡、函館市、茅部郡、亀田郡、上磯郡、檜山郡及び松前郡	

森林組合法案

附則

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月八日)

一、森林組合法案

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、第十五条第一項、第四十二條第三項及び第百十九條中「農林水産大臣」とあるのは「農林大臣」と、第九條第九項、第十條第二項、第十五條第二項、第十九條第二項、第二十條、第二十二

(小字及び一は衆議院修正の部分)

三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二 森林組合法(昭和五十三年法律第七号)

(林業信用基金法の一部改正)

第二十六條 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、同條第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 森林組合法(昭和五十三年法律第七号)第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法第一百條第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会

(森林組合合併助成法の一部改正)
第二十七條 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九條第一項第一号に掲げる事業を行なうものに限る。」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(法人税法の一部改正)
第二十八條 法人税法の一部を次のように改正する。

基づき同項第二号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。以下同じ。」を削る。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)
第三十條 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「行なう農事組合法人、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行なう森林組合」を「行なう農事組合法人、生産森林組合」に、「行なう者」を「行う者」に改め、同項第六号中「農業協同組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(林業改善資金助成法の一部改正)
第三十一條 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五百四條第一項第二号」を「森林組合法(昭和五十三年法律第七号)第一百條第一項第三号」に改める。

別表第三中

森林組合(森林法第七十九條第十項(生産組合の事業の種類)に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賞金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

を

森林組合

森林組合法(昭和五十三年法律第七号)

に、

森林組合連合会

船主相互保険組合

船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)

を

生産森林組合(当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賞金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く)

森林組合法

に

船主相互保険組合

船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)

改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)

の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九條 入会林野等に係る権利関係の近代化

第四條第三項中「(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九條第一項の規定に

第四号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
二	二	から一六	七七・八%	七七・八%
四	一	七	マル南	マル南
五	四	から八七	要因	要件
七	四	八	育生	育成
二	三	一	たぐさんで	たぐさん
六	二	一	農林	農業
三	三	から一〇	ということ	という
〃	四	三	上積みをして	上積みをして
三	三	から一七	その以外	それ以外
六	三	一〇	営業	営業
〃	四	一	から一八	いうような場合
七	一	〃	三ものと	ものを

昭和五十三年四月二十一日印刷

昭和五十三年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局